

母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増田 寛也

岩手県規則第 87 号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

第 1 条 母子保健法施行細則（昭和 41 年岩手県規則第 80 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(養育医療機関の指定の告示) <p>第 7 条 知事は、法第 20 条第 5 項の規定により養育医療を担当させる機関を指定したとき、又は法第 20 条第 6 項において準用する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 9 第 7 項の規定に基づきその指定を取り消したときは、速やかに、その旨及び次の各号に掲げる事項を告示するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第 10 条 地方振興局長は、法第 21 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 20 条の規定に基づく養育医療の給付を受けた者（以下「被措置者」という。）又はその扶養義務者から、当該措置に要する費用について、別表により保健所長が決定する額を徴収しなければならない。</p> <p>(徴収の猶予)</p> <p>第 12 条 地方振興局長は、徴収費用について、被措置者又はその扶養義務者が災害、盜難、疾病、負傷その他の理由により一時に納入することができないと認めるときは、納入することができないと認められる金額を限度として、1 年以内の期間に限り、その徴収を猶予することができる。</p> <p>2 地方振興局長は、前項の規定に基づく徴収の猶予をした場合において、その猶予をした期間内にその猶予をした徴収費用を納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき前項の規定に基づき徴収を猶予した期間と併せて 2 年を超えることができない。</p> <p>3 第 1 項の規定に基づく徴収の猶予を受けようとする者は徴収猶予申請書（様式第 11 号）を、前項の規定に基づく徴収の猶予の期間の延長を受けようとする者は徴収猶予期間延長申請書（様式第 12 号）を所管地方振興局長に提出しなければならない。</p> <p>4 地方振興局長は、徴収の猶予の理由がなくなったこと等によりその猶予を継続することが適当でないと認めるときは、第 1 項の規定に基づく徴収の猶予を取り消し、又は同項若しくは第 2 項</p>	(養育医療機関の指定の告示) <p>第 7 条 知事は、法第 20 条第 5 項の規定により養育医療を担当させる機関を指定したとき、又は法第 20 条第 7 項において準用する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 9 第 8 項の規定に基づきその指定を取り消したときは、速やかに、その旨及び次の各号に掲げる事項を告示するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第 10 条 広域振興局又は地方振興局の長（以下「局長」という。）は、法第 21 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 20 条の規定に基づく養育医療の給付を受けた者（以下「被措置者」という。）又はその扶養義務者から、当該措置に要する費用について、別表により保健所長が決定する額を徴収しなければならない。</p> <p>(徴収の猶予)</p> <p>第 12 条 局長は、徴収費用について、被措置者又はその扶養義務者が災害、盜難、疾病、負傷その他の理由により一時に納入することができないと認めるときは、納入することができないと認められる金額を限度として、1 年以内の期間に限り、その徴収を猶予することができる。</p> <p>2 局長は、前項の規定に基づく徴収の猶予をした場合において、その猶予をした期間内にその猶予をした徴収費用を納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき前項の規定に基づき徴収を猶予した期間と併せて 2 年を超えることができない。</p> <p>3 第 1 項の規定に基づく徴収の猶予を受けようとする者は徴収猶予申請書（様式第 11 号）を、前項の規定に基づく徴収の猶予の期間の延長を受けようとする者は徴収猶予期間延長申請書（様式第 12 号）を所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>4 局長は、徴収の猶予の理由がなくなったこと等によりその猶予を継続することが適当でないと認めるときは、第 1 項の規定に基づく徴収の猶予を取り消し、又は同項若しくは第 2 項</p>

くは第2項の規定に基づく徴収の猶予の期間を短縮することができる。

(納入の通知等)

第13条 地方振興局長は、徴収費用について、法第20条第6項において準用する児童福祉法第21条の3第1項の規定に基づき診療報酬の額の決定があった月分に係る納入通知票を被措置者又はその扶養義務者に送付しなければならない。

別表（第10条関係）

徴収費用額

[略]

備考1 この表のC₁の階層における「均等割の額」とは、

地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は、適用しないものとする。）の額をいい、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD₁からD₁₄までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項（これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。）

3～6 [略]

の規定に基づく徴収の猶予の期間を短縮することができる。

(納入の通知等)

第13条 局長は、徴収費用について、法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の9の4第1項の規定に基づき診療報酬の額の決定があった月分に係る納入通知票を被措置者又はその扶養義務者に送付しなければならない。

別表（第10条関係）

徴収費用額

[略]

備考1 この表のC₁の階層における「均等割の額」とは、

地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は、適用しないものとする。）の額をいい、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD₁からD₁₄までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2（これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。）

3～6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第11号及び様式第12号中「地方振興局長」を「振興局長」に改める。

第2条 母子保健法施行細則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(養育医療機関の指定の告示)	(養育医療機関の指定の告示)

第7条 知事は、法第20条第5項の規定により養育医療を担当させる機関を指定したとき、又は法第20条第7項において準用する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9第8項の規定に基づきその指定を取り消したときは、速やかに、その旨及び次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

（納入の通知等）

第13条 局長は、徴収費用について、法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の9の4第1項の規定に基づき診療報酬の額の決定があった月分に係る納入通知票を被措置者又はその扶養義務者に送付しなければならない。

第7条 知事は、法第20条第5項の規定により養育医療を担当させる機関を指定したとき、又は法第20条第7項において準用する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条第8項の規定に基づきその指定を取り消したときは、速やかに、その旨及び次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

（納入の通知等）

第13条 局長は、徴収費用について、法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の3第1項の規定に基づき診療報酬の額の決定があった月分に係る納入通知票を被措置者又はその扶養義務者に送付しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則中第1条の規定は平成18年4月1日から、第2条の規定は平成18年10月1日から施行する。